

(訳文)

平成 15 年 5 月 6 日

厚生労働省
厚生労働大臣
坂口 力 殿

日本のクリソタイル石綿の禁止に向けての動きに関し、カナダ政府として一言申し述べたく存じます。

労働者の健康と安全、特に鉱物と金属の安全使用に関する問題については、日本はカナダと同じ考えを共有する国として認識させて頂いております。しかし、もし日本が石綿の使用を単に規制するのではなく禁止するとなれば、そのような厳重な措置を取るのには日本がアジアで唯一の国となります。

私達は、石綿が全て危険有害物質であることを認識するものです。危険物質から労働者や一般市民を守るために、カナダ政府は 1981 年に「管理使用」の手法を取り入れていました。「管理使用」とは、適切な規制を施行し、石綿の安全な取扱いと、曝露を厳重に抑制してゆくものです。石綿の曝露とそれに起因する危険性が適切に管理できない場合には、そうした特定の場合に限り使用が禁止されています。例えば、建物内部の吹付け石綿など低密度で脆弱な製品は、カナダでは有害物製品取締法に基づき禁止されており、もはや市場には流通していません。

カナダ政府は、石綿およびその他の有害物質（代替繊維を含む）を規制するこのカナダの手法が適切であり、労働者および一般市民を十分に守るものであると確信しています。またカナダ政府は、あらゆる石綿に対する禁止措置は、厳しすぎる措置であり、そこまでの規制の必要はないと確信しています。

カナダは、健康と安全に関しては、綿密な科学的証拠に基づいた上でその決定を下すことが重要だという見解を持っています。石綿の健康に関する問題、特にクリソタイル石綿については、非常に包括的に科学的な証明がなされています。これまでの問題点が WHO や ILO などの著名な国際機関により再検討されてきています。

一方、大部分の石綿代替品については、疫学的、毒物学的研究がほとんど発表されておらず、同様のことが言えません。しかし、クリソタイルの「生持続性」に関する最近の研究で、クリソタイルは主だった代替品よりもその持続性がずっと低く、繊維1本あたりの毒性も低いことが判明するなど、石綿代替品もクリソタイル石綿と同じ規制を課すべきであるとする証拠が増加しています。この研究の詳細は、2003年4月8日東京で厚生労働省化学物質調査課による公聴会でカナダ石綿研究所により提示されています。

最新の科学的知識と上記の研究所が示した手法を基に、カナダは管理使用された低レベルの曝露では最近の石綿製品は人の健康を害する危険を与えることはないと確信しております。1996年7月、フランスの「国立保健・医学研究所」(INSERMとしてよく知られている)が、石綿禁止を発表するために使用した科学文献調査を公表した際、カナダ政府は責任ある政府として、著名な国際的な科学研究専門家の独立機関による検討を求めました。これらの専門家は全員一致して、石綿に関する政策の変更を正当付けるような新しい科学的証拠はないと報告しています。

同様に、2002年、米国の環境保全庁(EPA)は石綿測定技術が向上し石綿曝露と疾病との関係に関する理解がより深まったことを考慮し、危険性の評価を再検討しました。この見直しで、クリソタイルに関する米国の規制が緩和されるであろうと予測されています。

5月8日の公聴会で提供された情報は、クリソタイル石綿の管理使用は健全な手法であることを実証しており、私達はクリソタイルを使用したセメント製品と摩擦材が規制強化の対象から除外されることを強く要望するものです。貴課の担当者とともに討議を進めるためにカナダ政府に機会を与えていただければ幸いに存じます。事実、カナダ石綿研究所は本件に関して、科学的な意見の交換をするために日本へ科学者のチームを派遣させることを提案しておりますことをここで改めてお伝え申し上げます。

本件についてご検討頂きますよう、どうぞよろしくお願ひ致します。

最後に、カナダ大使館は日本国厚生労働省に最高の敬意を表します。

駐日カナダ大使
ロバート G. ライト